

成安造形大学公的研究費等取扱規程

平成27年 3月27日制定

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会等（以下、「配分機関」という。）から成安造形大学（以下、「本学」という。）に交付される公的研究費等の取扱いに関し必要な事項を定め、公的研究費等の適正な執行、管理及び運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 職員 本学の教育職員、非常勤講師及び職務の一部に研究が含まれる事務職員をいう。
- (2) 直接経費 公的研究費等による研究の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (3) 間接経費 直接経費に対して一定比率で措置され、公的研究費等による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費又は一般管理費として、本学が使用する経費をいう。
- (4) 研究代表者 公的研究費等による研究の遂行をする研究組織を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、当該研究の推進に関して責任を持つ職員をいう。
- (5) 研究分担者 公的研究費等による研究の遂行をする研究組織に属し、当該研究の一部を担当する職員をいう。
- (6) 連携研究者 研究代表者及び研究分担者の責任の下、研究組織の一員として研究計画に参画する職員をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究代表者等は、交付決定を受けた公的研究費等に係る研究の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び関係法令並びに交付決定時の補助条件を遵守しなければならない。

(研究者情報の登録)

第4条 職員が、研究代表者、研究分担者及び連携研究者となり、公的研究費等を申請する場合、他の研究機関の者も含めて、研究者情報の登録手続きを行わなければならない。

2 本学の職員の登録手続きは、社会貢献部門が行う。

(申請等の事務)

第5条 公的研究費等に係る申請、研究内容及び経費配分の変更、報告、通知等の諸手続きに関

する事務は、社会貢献部門が行う。

(誓約書の提出)

第6条 公的研究費等の運営及び管理に関わる全ての職員は、公的研究費等の使用に関する誓約書(職員)(様式6)を提出しなければならない。また、本学が一定の取引実績等を考慮し、選定した業者等は誓約書(業者等)(様式7)の提出を求める。

2 誓約書(職員)(様式6)の提出がない職員は、公的研究費等の申請はできない。

(経理事務の委任)

第7条 研究代表者等は、交付される公的研究費等の受領を学長に委任するものとする。

2 学長は、研究代表者等に代わり補助金を受領し、補助条件等に特別の定めのない限り、その経理及び管理に関する事務を事務局長に行わせる。

3 前項の経理事務の委任があったときは、事務局長は社会貢献部門にその旨通知し、公的研究費等で規定される事務を処理する。

(補助金の預託)

第8条 公的研究費等は、成安造形大学科学研究費補助金名義で補助金専用口座として銀行に預金し、総務部門が管理する。

2 預託により生じた利子は、補助事業の遂行に使用する。

(事業内容の変更及び承認)

第9条 研究代表者等は、公的研究費等の対象となった事業及び内容を変更する場合には、あらかじめ承認願いを学長に提出し、配分機関の長の承認を受けなければならない。ただし、配分機関の長の承認を必要としない軽微な内容の変更をしようとするときは、この限りではない。

(公的研究費等の交付前研究開始及び資金の立替)

第10条 研究代表者等は、交付内定のあったときから、又は前年度において翌年度の継続内定を受けた場合は、当該年度の4月1日から補助金による研究を開始することができる。

2 前項の場合において、公的研究費等を受領する日までの間に公的研究費等の支払いが見込まれる場合は、立替金の申請をすることができる。

(間接経費の譲渡)

第11条 間接経費の交付を受けた研究代表者等は、公的研究費等間接経費の譲渡書(様式1)により間接経費を本学に譲渡しなければならない。

(間接経費の執行)

第11条の2 間接経費は、国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的資金に係る関係府省連絡申し合わせ)に基づき適切に執行しなければならない。

2 間接経費は、直接経費で執行する以外の研究に資するものに執行しなければならない。

3 間接経費は、大学の附属機関である各研究所のみが使用することができる。

4 間接経費を執行する場合は、物品等購入願（公的研究費等の間接経費）（様式9）を提出し、学長の承認を得るものとする。

（会計経理の基準）

第12条 公的研究費等に係る物品購入等の契約、旅費及び謝金の支出、その他会計経理の基準は、学校法人京都成安学園経理規程及び学校法人京都成安学園旅費規程等の取扱いに準ずる。

（経理事務の取扱い）

第13条 直接経費の収支管理は、費用区分（物品費、旅費、謝金等及びその他をいう。）ごとに行う。

（物品購入、旅費、謝金等の支給手続き等）

第14条 物品購入、旅費及び謝金等の支給等の手続きは、次の通りとする。

（1）研究代表者等は、物品を購入する場合は、物品等購入願（様式2）を提出し、原則、事務部門が発注するものとする。ただし、研究者の権限、責任をもって発注をする場合は、研究者本人でしか購入することができない状況に限る。

（2）研究代表者等が、補助金に係る出張を行うときは本学所定の出張願いを提出し、出張を完了したときは出張報告書、旅費等請求書をそれぞれ提出するものとする。また、本学所定の出張報告書の他に、公的研究費等での出張報告書（様式8）を提出する。

（3）研究代表者等は、謝金を支出する場合において、作業従事者に研究室等において一定期間出勤し、資料整理等を行わせるときは、作業等提供願（様式3）を事前に提出し、作業従事者ごとに出勤表（様式4）を整備する。

（物品等の検収）

第15条 公的研究費等により購入した物品はすべて、発注者以外の事務担当者が検収を行う。

2 研究代表者等は、立替払いにより購入した物品についても、速やかに事務局で検収を受けなければならない。

（研究への協力をする者の雇用等）

第16条 研究を支援するため、公的研究費等により研究に協力する者を雇用する場合は、学校法人京都成安学園期限付雇用職員就業規則、学校法人京都成安学園嘱託職員給与規程、その他関連規程等の定めるところによる。

（帳簿）

第17条 公的研究費等の事務担当者は、収支に係る帳簿である収支簿を備え、研究代表者等ごとに記帳、整理しなければならない。

（関係書類の保管）

第18条 公的研究費等に係る関係書類は、公的研究費等の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。公的研究費等の使用に関する書類とは以下とする。

（1）直接経費

- (ア) 収支簿
- (イ) 預金通帳
- (ウ) 直接経費が適切に使用されたことを証明する書類
- (2) 間接経費
 - (ア) 研究代表者からの間接経費の譲渡を記録した書類
 - (イ) 間接経費の返還を記録した書類

(設備等の寄付)

第19条 研究代表者等は、公的研究費等により設備、備品又は図書（以下「設備等」とい。）を購入した場合は、直ちに公的研究費等寄付申込書（様式5）により学長へ寄付の申し出を行わなければならない。ただし、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合であって、研究代表者等が寄付の延期について配分機関の長の承認を得たときは、当該寄付の延期された時期に寄付手続を行う。

(設備等の返還)

第20条 研究代表者等が他の研究機関に所属することになる場合は、研究代表者等の求めに応じて、本学に寄付された設備等を研究代表者等に返還する。

(収支決算報告書)

第21条 社会貢献部門主査は、補助事業が完了したときは、速やかに収支決算報告書を学長に提出しなければならない。

(直接経費の使用期限)

第22条 公的研究費等の研究遂行に係る設備等の納品、役務の提供等は、公的研究費等の繰越が認められた場合を除き、当該公的研究費等による研究を遂行する年度の3月31日までに終了し、これに係る支出を実績報告書の提出期限までに行わなければならない。

2 研究代表者等が公的研究費等による研究遂行の中断又は廃止をしたときは、研究の遂行に係る設備等の納品、役務の提供等に係る支出を、廃止後30日以内に提出する実績報告書の提出期限までに行わなければならない。

(間接経費の使用期限)

第23条 間接経費に係る設備等の納品、役務の提供等は、公的研究費等の交付を受けた年度の3月31日までに終了し、これに係る支出は、直接経費の支出期限までに行わなければならない。

(補助金の繰越)

第24条 研究代表者等は、当該年度の公的研究費等による研究を遂行するに当たって、交付決定時には予想し得なかったやむをえない事由により、当該公的研究費等による研究の遂行が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合で、研究期間を延長し、公的研究費等の全部又は一部を翌年度に使用することを希望するときは、速やかに学長に承認願いを提出し、配分機関の長の承認を得なければならない。

(公的研究費等の返還等)

第25条 研究代表者等が公的研究費等の交付対象となる他の研究機関の所属になった場合は、直接経費の残額及び当該直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を異動後の研究機関に通知し、送金する。ただし、間接経費の譲渡を受け入れないこととしている研究機関の場合は、直接経費のみを送金する。

2 研究代表者等が公的研究費等交付後、研究計画遂行の中断・廃止を行う場合又は間接経費を受け入れない研究機関へ異動する場合は、未使用の直接経費等を配分機関の長へ返還する。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の取扱に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成27年3月27日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、成安造形大学科学研究費補助金取扱規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年3月25日から改正施行する。

様式 9

承認				担当部門	
学長	副学長	事務局長	主管	主査	担当者

物品等購入願（公的研究費等の間接経費）

平成 年 月 日

成安造形大学学長

所属

申請者氏名

⑩

請求年月日	平成 年 月 日	決裁日	平成 年 月 日		
購入（支出）先					
理由					
品目等	規格	単価	数量	金額（円）	備考
合 計					

*見積書または、金額がわかるものを添付すること。